

沖縄県住生活基本計画（令和3年度～令和12年度）新旧対照表

改 定 案	現 行
<p>第5章 賃貸住宅の供給促進</p> <p>4. 要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標</p> <p>①要配慮者の対象</p> <p>○その他沖縄県で定めるもの 住宅セーフティネット法施行規則第3条第11号の規定に基づき、次のいずれかに該当する者を住宅確保要配慮者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する里親等への委託を解除された者又は児童養護施設等を退所した者 ・ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第六項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 ・ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの ・ 身元引受人がいない世帯 ・ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）第2条に規定する都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者 ・ LGBTQ（L：レズビアン、G：ゲイ、B：バイセクシャル、T：トランスジェンダー、Q：クィアやクエスチョニングの頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉） 	<p>第5章 賃貸住宅の供給促進</p> <p>4. 要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標</p> <p>①要配慮者の対象</p> <p>○その他沖縄県で定めるもの 住宅セーフティネット法施行規則第3条第11号の規定に基づき、次のいずれかに該当する者を住宅確保要配慮者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する里親等への委託を解除された者又は児童養護施設等を退所した者 ・ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第六項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 ・ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの ・ 身元引受人がいない世帯 ・ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）第2条に規定する都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者